

ペットボトルの水平リサイクルの実施に関する協定書

中富良野町、富良野市、南富良野町及び占冠村（以下「甲」という。）、アサヒ飲料株式会社（以下「乙」という。）、ジャパンテック株式会社（以下「丙」という。）及びペトリファインテクノロジー株式会社（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

ペトリファインテクノロジー株式会社は株式会社 J E P L A N の子会社である。

（目的及び実施内容）

第1条 甲、乙、丙及び丁は、資源循環型社会の実現を目的とし、甲が回収するペットボトルについて協力してペットボトル水平リサイクル（食品用途の使用済みのペットボトルをリサイクルし、再び食品用途のペットボトルとして使用する循環型リサイクルのことをいう。以下「ボトル to ボトル」という。）によるリサイクルを推進する。

（各当事者の役割）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を実現するため、次項から第5項までの役割を全うできるよう互いに努めるものとする。

2 甲の役割は、次の各号のとおりとする。

(1) ラベル、キャップ及び異物が混入しないボトル to ボトルに適した状態でペットボトルを回収できるよう最大限の努力をする。

(2) 回収したペットボトルを、適切に分別及び処理し、その全量を丙に売却する。

3 乙の役割は、次の各号のとおりとする。

(1) 第4項第2号に基づき買い取ったリサイクルペット樹脂を、自社で製造する製品のペットボトルの原料として使用する。

(2) 第5項第2号に基づき買い取ったリサイクルペット樹脂を、自社で製造する製品のペットボトルの原料として使用する。

(3) 甲が回収するペットボトルがボトル to ボトルに適した状態で回収されるよう、甲、丙及び丁と協力し環境教育等、啓発活動を実施する。

4 丙の役割は、次の各号のとおりとする。

(1) 第2項第2号に基づき買い取ったペットボトルを最大限利用し、リサイクルペット樹脂を製造する。

(2) 前号により製造したリサイクルペット樹脂を乙に売却する。

(3) 第1号の製造工程で発生する再生利用可能なペットボトル残余物（以下「残余物」という。）の相当量（次条第2項に定める量のことをいう。以下同じ。）を丁に売却する。

5 丁の役割は、次の各号のとおりとする。

(1) 第4項第3号に基づき買い取った相当量の残余物を最大限利用、加工しリサイクルペット樹脂を製造する。

(2) 前号により製造したリサイクルペット樹脂を乙に売却する。

(3) 甲が回収するペットボトルが、ラベル、キャップ及び異物が混入しないボトル to ボトルに適した状態で回収されるよう、甲、乙及び丙と協力し啓発活動等を実施する。

（取引条件）

第3条 本協定に基づきペットボトルのボトル to ボトルによるリサイクルを実施するに当たり、甲が丙に引き渡すペットボトルの売却価格、丙が丁に引き渡す残余物の売却価格並

びに丙及び丁が乙に引き渡すリサイクルペット樹脂の売却価格は、それぞれ協議の上決定し、別途それぞれの売買契約書等に定める。

2 残余物の相当量は、甲が丙に売却する使用済ペットボトル量から発生する残余物のうち、丙及び丁が別途協議して定める量とする

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に関連して四者が開示する営業上又は技術上その他一切の情報のうち、相手方に対して秘密である旨明示して開示した情報及び性質等に鑑みて通常秘密情報として取り扱われるべき情報を厳重に保管及び管理するものとする。このことは本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（損害賠償）

第5条 甲、乙、丙又は丁が本協定に違反したことに起因して、又は関連して、他当事者に損害が発生した場合、相手方に損害を被らせた当事者は、当該違反により生じた損害について、相手方に賠償する責任を負う。

（解除）

第6条 甲、乙、丙及び丁が次の各号のいずれかに該当するときは、他当事者は催告を要せず通知をもって本協定の全部又は一部を解除することができる。この場合において、解除権の行使は損害賠償の請求を妨げない。

(1) 本協定の各条項の1つ以上に違反し、相手方から催告を受けた日から相当期間を経過してもその違反について改善の措置を講じないとき。

(2) 営業停止状態に至る等により、本協定の履行が期待できないと判断される時。

(3) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき不渡処分又は銀行取引停止処分を受けたとき、その他支払停止の状態となったと認められるとき。

(4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売申立又は租税滞納処分を受けたとき。

(5) 破産、民事再生法等の法的倒産手続の申立てがあったとき、又は任意整理の状態となったとき。

(6) 債務超過状態に至る等財産状況が著しく悪化したとき。

(7) 他の当事者の社会的信用を失墜し、又は名誉を毀損する等相互の信頼関係を破壊する行為があったとき。

(8) 前各号のいずれかを生じるおそれがあると認められるとき。

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲、乙、丙及び丁が次の各号のいずれかに該当した場合、相手方は、催告なくして本協定の全部又は一部を解除するとともに、これにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくは関係者その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき。

(2) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞等を用いる等したとき。

(3) 自身が暴力団等である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が暴力団等である旨

を伝える等したとき。

- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉、信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしたとき。
- (5) 自ら又は第三者をして、相手方の業務を妨害した場合又は妨害するおそれのある行為をしたとき。
- 2 甲、乙、丙及び丁は、前項の規定により本協定を解除したことにより、解除された相手方及び第三者に損害が生じたとしても、解除した当事者がその損害を賠償する責を一切負わないことを確認する。

(権利の譲渡禁止)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、あらかじめ他の全当事者の書面による承諾を得ないで、本協定に基づく権利を第三者に譲渡若しくは承継し、又は担保にしてはならない。

(疑義の解釈等)

第9条 本協定に定めのない事項、疑義等が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁の協議によりその対応を定める。

(管轄裁判所)

第10条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、被告の本店所在地等を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了6ヶ月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による終了の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間、同一条件にて更新されるものとし、以降も同様とする。

甲、乙、丙及び丁は、本協定成立の証として、本書7通を作成し記名押印のうえ、本契約締結の証として1通を保有する。

令和8年2月9日

甲 : 住所 : 北海道空知郡中富良野町本町9番1号
氏名 : 中富良野町長

小松田 清

住所 : 北海道富良野市弥生町1番1号
氏名 : 富良野市長

北 猛 俊

住所 : 北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地
氏名 : 南富良野町長

高 崎 秀 衛

住所 : 北海道勇払郡占冠村字中央
氏名 : 占冠村長

田 中 正 治

乙 : 住所 : 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
名称 : アサヒ飲料株式会社
代表者 : 未来創造本部 CSV戦略部 部長

三 浦 正 博

丙 : 住所 : 栃木県鹿沼市深程990-30 宇都宮西中核工業団地
名称 : ジャパンテック株式会社
代表者 : 代表取締役社長

太 博 兼 一

丁 : 住所 : 神奈川県川崎市川崎区扇町12番2号
名称 : ペットリファインテクノロジー株式会社
代表者 : 代表取締役執行役員 社長

伊 賀 大 悟